

新生銀行 第 20 期定時株主総会 質疑応答要旨

2020 年 6 月 17 日

(質問者 1)

- ① アプラスの投資用マンションローンに関する報道について、新生銀行はアプラスの親会社として、この問題にどのように対応しているのか。また、今後の対応方針は。

(回答：議長)

- ① アプラスの投資用マンションローンにおいては、改ざんが疑われる事例が 24 件あったが、アプラス社員の関与はなかった、といった特別調査委員会の調査結果であった。
アプラス社員の関与は認められなかったものの、悪質な不動産販売業者につけこまれるような構図があったのではない、という反省をもとにアプラス社内の審査体制・審査基準やガバナンス体制を厳格化する取り組みを行っている。今後、犯罪捜査に発展する場合には被害者の方々や捜査当局に協力していくつもりである。
新生銀行はアプラスの親会社として、グループガバナンスのさらなる強化に努めていく。

(質問者 2)

- ① 2019 年 11 月 13 日にスルガ銀行との業務提携を公表したが、スルガ銀行に期待しているものは何か。

(回答：議長)

- ① スルガ銀行との業務提携は、個別案件ベースでは成果が上がっていると認識している。今後も、お互いにとって合理性のある提携を行っていく。

(質問者 3)

- ① アプラスの投資用マンションローンに新生銀行からの出向者が関わっていた、ということに関しての新生銀行としての見解は。

(回答：議長)

- ① 当行とアプラスグループの間では相互に社員の出向を行っており、出向自体に問題があったとは認識していない。特別調査委員会の調査結果を踏まえ、疑われるべき事例を招いた体制や構造的要因に対して適切な対策を講じていく。不動産は取引金額や利幅が大きく、取引に関与する者が不正を行う動機が大きくなるが、それを踏まえた取り組みが不十分であったとの反省がある。

(質問者4)

- ① アプラスの投資用マンションローン問題に関しては、新生銀行からの出向者による関与があったのではないか。

(回答：議長)

- ① 出向者かどうかはあくまで個々の社員の属性の一つであると考えている。
不動産の評価については外部の業者が行っており一定の客観性があるが、ビジネスを伸ばす動機を持つ社員が何らかの働きかけを行うような行為は今後も防止していく必要がある。
年収証明書をコピーで良いとしてきた点は改ざんの余地を残してしまい、管理が甘かったという責めは免れない。不正が介在する余地を残さない仕組みが大事であると認識している。

(質問者5)

- ① 2020年の2月から3月の間に株価が大きく下落したが、アプラスの投資用マンションローンの件が要因だったのではないか。

(回答：議長)

- ① 同期間は株式市場全体が大幅に下落した期間であり、特に金融機関の株価への影響が大きかったと認識している。
新型コロナウイルス感染拡大による当行業績への影響を見越したものであった可能性があり、当行の株価の動きも株式相場全体の動きと一致しているものと認識している。

(質問者6)

- ① 新生銀行とアプラスとは資本関係や人員の面でも関係が深いため、アプラスの問題が新生銀行に飛び火することを懸念している。グループ会社の問題に対して今後どのように対応するのか。

(回答：議長)

- ① アプラスフィナンシャルは新生銀行の連結子会社であると同時に上場企業でもあるため、グループガバナンスによる牽制と、アプラスの上場会社としての独立性の尊重の両立が課題であると認識している。
グループ会社の重要事項については当行のグループ経営会議に付議・報告される体制を取っている。また、グループ各社の間接機能をグループ本社に集約することでグループガバナンスを強化している。

(質問者 7)

- ① 4号議案の社外取締役に対する譲渡制限付株式報酬の付与に関して、社外取締役に期待される機能を妨げる効果はないか。

(回答：議長、社外取締役)

- ① 譲渡制限付株式報酬とは、一定期間譲渡ができない株式を報酬の一部として付与するもので、4号議案は、社外取締役の利害を株主と一致させることを目的として導入を提案するもの。
社外取締役については会社の外部の人間が監督・監視・助言する体制が望ましいとの一般的な認識や世の中の流れに合う制度であると認識している。また、当行の取締役の多様性や専門性に関しては、社外取締役に期待される機能を発揮する上で優れた状態にあると自負している。

(質問者 8)

- ① 7名中5名が社外取締役だが、責任を持って事業を推進する取締役が2名しかいないことを懸念している。

(回答：議長)

- ① 新生銀行は日本企業としては社外取締役の比率が非常に高いが、取締役会と執行側で議論し決定すべきことが適切に整理されている限りは優れた体制となっていると考えている。
当行では、執行側に経営会議という会議体があり、執行役員以上のメンバーが執行側の主要な事項を議論し意思決定を行う体制がある。そうした体制のもとで取締役会レベルの議論が必要なものだけが取締役会に上程されており、
事業推進について業務執行側が主導権を持って取り組み、重要な事項について取締役会がチェックする仕組みとなっている。

以上